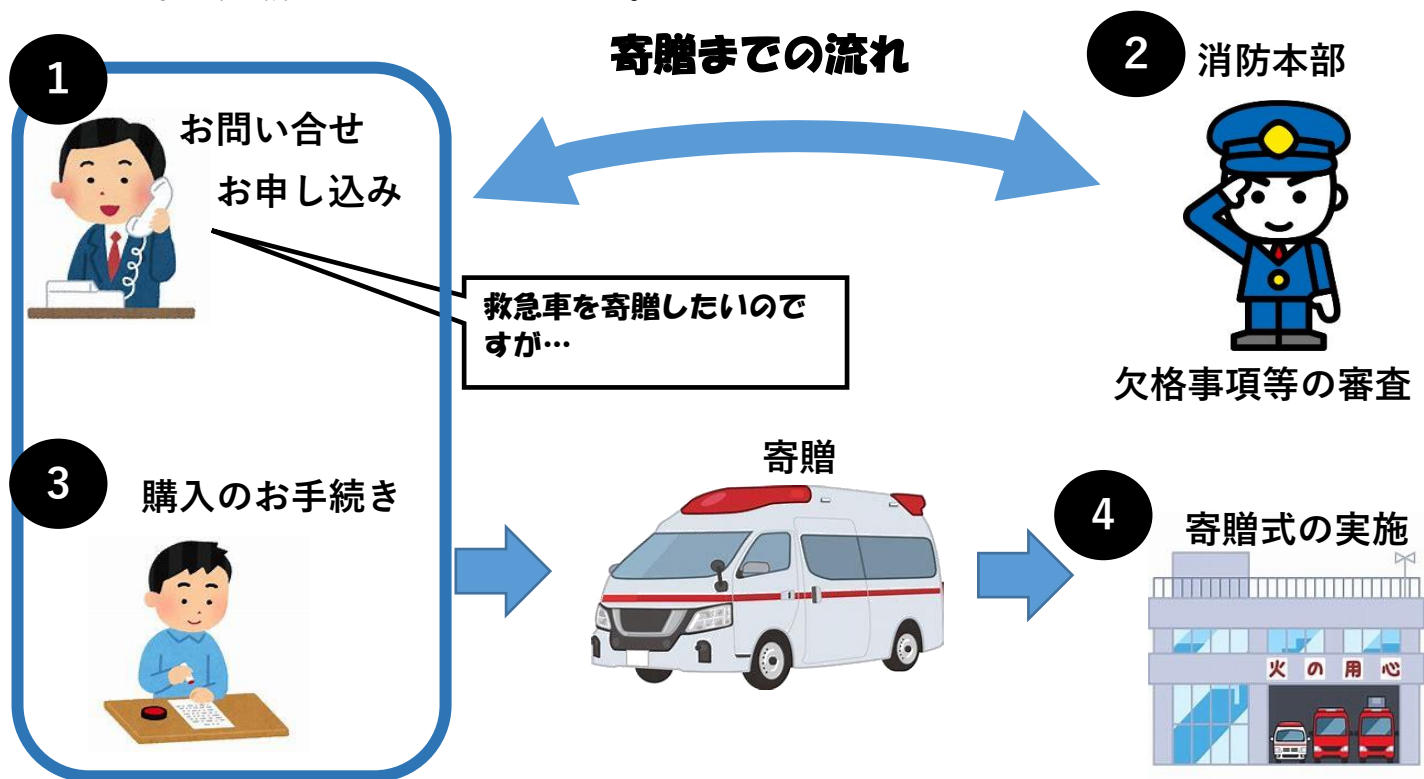


救急車の寄贈について

指宿南九州消防組合では、市民の皆様から「救急車」を寄贈していただく場合、使用期限が過ぎる「救急車」の代替りとして配置し、当消防組合の救急行政にご活用させていただきます。

また、寄贈していただいた「救急車」には、ご希望により寄贈者のお名前やニックネーム等を記載することができます。



注意事項（次の事項にご注意ください）

- 1 救急車現品を購入していただきます。（購入金ではありません。）
※救急車の仕様や購入方法等については、消防組合からアドバイスさせていただきます。
- 2 使用期限が過ぎる救急車の代替車両として配置するため、救急隊が増えるわけではありません。
- 3 寄贈された年度から最長10年間使用し、その後は、指宿南九州消防組合公有財産管理規則に基づき処理させていただきます。
- 4 事前に納税に関する照会をさせていただきます。
- 5 救急車に名前やニックネーム等の記載を希望する場合は、条例等に基づき実施します。

皆様の善意を当消防組合の救急行政に反映させるため、大切に使用させていただきます。



《お申込み・お問合せ》

指宿南九州消防組合 消防本部総務課

〒891-0402 指宿市十町429番地

電話 0993-26-3101 FAX 0993-22-5112